

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、「〇〇〇〇 〇〇〇〇」に係る下水道事業受益者負担金の決定処分を取り消すとの裁決を求める部分は棄却し、その余の部分は却下することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 平成29年4月1日、松戸市長（以下「処分庁」という。）は、松戸市〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件土地」という。）ほか3筆（松戸市〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇をいう。）を含む下水道受益者負担金賦課対象区域を定め、公告した。同日時点において、本件土地の登記簿上の所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）であった。
- 2 平成29年4月26日、審査請求人は、本件土地が審査請求人の所有でないことを理由として、本件土地に係る部分を除外（二重傍線で修正）した形で下水道事業受益者申告書を提出した。なお、当該申告書には、審査請求人以外の真の受益者が存在する旨の申告や記載はなかった。
- 3 平成29年5月1日、上記2の事情を確認するため、処分庁担当者が審査請求人担当者に架電したところ、同担当者からは、数十年前に行われた土地売買契約時に誤ってなされた登記の変更手続が済んでいないものの、真の所有者については協議が整っている旨の説明があった。処分庁担当者は、受益者が明らかでない以上、登記簿上の所有者、つまりは審査請求人に賦課せざるを得ない旨を説明し、同時に所有権等に争いがある場合の徴収猶予の手続について説明した。
- 4 平成29年5月31日、処分庁は、都市計画法第75条及び松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、下水道事業受益者負担金決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 平成29年6月5日、審査請求人は、松戸市長に対し審査請求をした。なお、審査請求人は、同日以前に、条例第6条並びに同条例施行規則第8条第1項及び別表第1第4項の規定に基づく徴収猶予の申請は行わなかった。

- 6 平成29年7月7日、審査請求人は、本件土地ほか3筆に関する下水道受益者負担金を一括納付した。
- 7 平成29年7月12日、処分庁は、松戸市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分に係る弁明書を提出した。
- 8 平成29年9月22日、審理員は、審査庁に対し、本件処分に係る審理員意見書を提出した。
- 9 平成29年10月5日、審査庁は、松戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求に係る諮問書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消し並びにこの問題が解決するまで受益者負担金の支払期限延期及び延滞金の免除を求めている。

- (1) 本件土地の登記簿上の所有者が審査請求人となっているのは、数十年前になされた土地売買契約に伴う所有権移転登記手続の際、売買対象地に含まれない本件土地部分についても、誤って移転登記がされてしまったからであって、審査請求人は本件土地の所有権を有していない。
- (2) 本件土地については、所有権者が○○○○氏であることが当事者間で確認できており、平成19年頃には本件土地の所有権を移転するために分筆し、境界確定までは行ったものの、登記の移転方法についての調整がつかず、登記をするには至っていない。
- (3) 松戸市は、かつて本件土地を所有していた○○○○の事務を引き継いだことから、本件土地に係る過去の協議に終始関与している。
- (4) このような経緯を受け、平成19年4月以降、現在も松戸市財務部と協議中であるが、財務部側からの回答等がないままの経過にもかかわらず、当該事実を知りうる立場にある処分庁が、未解決のまま、本件土地に対する賦課決定をすることは許されない。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件土地に係る下水道事業受益者負担金について

ア 下水道事業受益者負担金制度とは、下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の資産価値を増加させ、加えて、当該利益を受ける者の範囲が明確であること等の理由から、採用されているものである。

処分庁では、都市計画法第75条及び条例に基づき、受益者に対し、工事着工の翌年を目途に、登記簿上の地積に応じて下水道整備費用の一部を負担させてている。

イ 受益者については、「土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。）」と定められているため（条例第2条第1項第1号）、地上権等の権利の目的となっている土地を除くと、土地の所有者が受益者となる。

そして、ここでいう所有者とは、登記簿上の所有者が眞の権利者と推定されることに加え、市が実質的所有権の帰属者を調査し、負担金の額を確定賦課させるようなことは、賦課徴収事務を極めて複雑困難ならしめるものであること、また、権利関係に争いがある場合には徴収猶予の手続が用意されていることからすれば、当然に、登記簿上の所有者と解すべきである。

ウ 本件土地ほか3筆は、平成28年度中に接道する公道部分への下水道敷設工事が着工となったことから、平成29年度より下水道事業受益者負担金の賦課が行われる賦課対象区域に含まれる。

そこで、処分庁は、賦課期日である同年4月1日時点の登記簿に基づき、登記簿上の土地所有者である審査請求人に対し、同年5月31日付けて本件処分を行ったものである。なお、審査請求人が提出した下水道事業受益者申告書では、本件土地及びほか3筆の土地が、地上権等の目的となっているとの記載はなく、土地所有者以外の権利者はいないものと判断される。

エ 上述のとおり、処分庁は、条例に則り、審査請求人を受益者たる所有者と判断し、本件処分をしたのであって、何ら違法、不当な点はない。

(2) 受益者負担金の支払期限延期及び滞納金の免除について

行政不服審査法第2条を見ると、審査請求の対象は行政庁の処分であるが、審査請求人が求める受益者負担金の支払期限の延期及び延滞金の免除は、本件処分そのものに対する不服ではなく、本件処分に対する係争が解決するまでの支払期限の延期及び延滞金の免除という新たな処分を求める請求であって、審査請求の対象足り得るものと解することはできない。

しかも、審査請求人は、平成29年7月7日付けを以て当該受益者負担金を自ら納付しており、当該請求を行う利益も現時点においては既に消失していると考えられる。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とほぼ同旨であり、その要旨は以下のとおりである。

- 1 審査請求のうち、本件土地に係る下水道事業受益者負担金の決定処分の取消を求める部分について、以下判断する。
 - (1) 都市計画法第75条第1項においては、「・・・市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」とし、同条第2項において、「その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、・・・市町村が負担させるものにあつては・・・市町村の条例で定める」と規定されている。
 - (2) そして、条例第2条第1項第1号は、受益者を、「都市計画事業により築造される公共下水道の処理区域内に存する土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となつていてる土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。以下同じ。）」と定義している。
 - (3) 本件土地については、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利が設定されていない（少なくともその旨の申告は審査請求人からもなされていない。）ことから、土地の所有者が受益者となる。
- 処分庁が主張するように、登記には推定力があること、また、市が個別の土地について、実質的所有権の帰属を調査し、負担金額を確定賦課させることでは、賦課徴収事務を極めて困難ならしめるものであることからして

も、登記の推定力を根拠として、一律に登記名義人に対して受益者負担金に係る決定処分を課すことには合理性があると考えられる。

- (4) 本件土地の登記によると、審査請求人が所有者として登記されているのであるから、他に所有者が記載されていないことからすれば、登記簿上の所有名義人である審査請求人が、本件土地の所有者であると推定されることとなる。

一方で、審査請求人は、当該登記簿に錯誤があり、所有権を有していないと主張する。

- (5) 本件土地の登記によれば、本件土地は、平成19年〇〇月〇〇日に、当時の松戸市〇〇〇〇 〇〇〇〇の土地から分筆されており、また、分筆前の〇〇〇〇の土地の登記によると、同土地については、分筆と同じ日付で地積の訂正の登記がなされていることも確認できる（このことから、分筆前に同土地の測量がなされたものと推測される。）。本件土地が分筆された事実は、審査請求書に別紙として添付されている「〇〇〇〇 〇〇〇〇の土地について」と題する書面（以下「審査請求書別紙」という。）の7項において、審査請求人からも主張されているところである。

さらに、処分庁が提出した平成29年12月22日付けの陳述書（以下「陳述書」という。）の添付資料①の中の地積測量図を見ると、分筆前の〇〇〇〇の土地を、〇〇〇〇ないし〇〇〇〇に分筆するためと思われるが、審査請求人が申請人として地積の測量をしており、地積測量図が平成19年〇〇月〇〇日付けで作成されていることが確認できる。

以上のように、本件土地が、平成19年にわざわざ分筆されていることや、その準備として同年1月に測量図が作成されていることなどからすると、平成19年以前から、本件土地ほか3筆の土地について、所有権の帰属を巡る争いがあり、その解決のために、関係者の間で何らかの協議が行われたことが一応推測される。

そうすると、審査請求人が審査請求書別紙の5項及び6項において主張するように、平成17年から18年にかけて、本件土地を現況に合わせて分筆することが計画されていたこと、その前提として、本件土地は審査請求人の所有名義ではあるものの、実際には〇〇〇〇氏なる人物が占有し、使用していた（少なくとも審査請求人はそう認識していた）と

いう事実が認められるように思える。

- (6) しかしながら、審査請求人が主張するように、平成19年以前から、本件土地ほか3筆の土地に関して、松戸市が当事者の一人として協議に参加していたことについてはそれを裏付ける確たる証拠がない。

この点、審査請求人は、審査請求書別紙6項において、平成18年○○月○○日に、審査請求人、松戸市及び○○○○氏の三者で協議が行われたと主張するが、同項の記述を見ても、その協議の詳細は明らかではなく、また、協議の存在や協議の内容を証する証拠もない。

当審査会から審査請求人に対しては、事実確認のため、行政不服審査法第81条第3項が準用する同法第74条に基づき、同日の三者協議の裏付けとなる資料の提出を求めたが、審査請求人からの資料の提出はなかった。

そうすると、審査請求人が主張するように、平成18年○○月○○日に松戸市を含む三者協議が行われたと認定することはできない。

- (7) 処分庁の陳述書及びその添付資料からは、平成20年○○月から○○月にかけて、本件土地ほか3筆の土地をはじめとする周辺の土地について、審査請求人と松戸市財務本部管財課との間で、継続的に協議が行われていた様子はうかがえる。

しかし、審査請求書別紙や処分庁の陳述書等を見ても、本件土地の所有権の帰属に関する松戸市の当時の認識は明らかではなく、また、審査請求人が審査請求書別紙9項で主張するように、松戸市が「回答を待って欲しい」旨を答えたことを裏付ける証拠もない。

- (8) 以上の認定からすると、本件土地の所有権の帰属について、松戸市が審査請求人から協議を持ちかけられていた事実は確認できるものの、松戸市が、本件土地の所有者が審査請求人ではないとの認識を持つに至っていたとまでは判断できない。

審査請求人の主張は証拠の裏付けがない單なる主張であり、登記による所有者の推定を覆すに足りる反証が不十分であって、登記による所有者の推定を覆すに足りないと判断せざるを得ない。

したがって、処分庁が、賦課期日時点において登記簿上の土地所有者であった審査請求人を下水道事業の受益者として、審査請求人に対し、本件処分をしたことの合理性を認めることができる。

2 審査請求のうち、受益者負担金の支払期限延期及び延滞金の免除について
行政不服審査法第2条によると、審査請求の対象は行政庁の処分であるが、
審査請求人が求める受益者負担金の支払期限の延期及び延滞金の免除は、本
件処分そのものに対する不服ではなく、本件処分に関する係争が解決するま
での支払期限の延期及び延滞金の免除という新たな処分を求める請求であ
って、審査請求の対象として適法であるとはいえない。そもそも、審査請求
人は、平成29年7月7日に、本件土地ほか3筆に関する下水道受益者負担
金を一括納付しているため、審査請求人が支払期限延期及び延滞金の免除を
求める利益は既に失われている。

したがって、審査請求のうち、受益者負担金の支払期限の延期及び延滞金
の免除に関する部分は、不適法であり、行政不服審査法第45条第1項によ
り却下されるべきである。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、また、一部は不適法であるこ
とから、本件審査請求のうち、「〇〇〇〇 〇〇〇〇」に係る下水道事業受益
者負担金の決定処分を取り消すとの裁決を求める部分は棄却し、その余の部
分は却下することが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

平成29年10月 5日 審査庁からの諮詢

平成29年10月31日 審議

平成29年11月20日 審議

平成30年 1月10日 審議

平成30年 2月 7日 審議

平成30年 4月 4日 審議